

## ○三股町公共工事に係る中間前金払制度に係る取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三股町工事請負契約約款第34条第3項に定める前払金(以下「中間前払金」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(中間前金払制度の対象工事)

第2条 公共工事の前払保証事業に関する法律(昭和27年法律 第184号)第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証する町発注工事(建設工事に関する設計及び調査等の業務委託は除く。)であって、当該工事の請負代金額が2,000万円以上でかつ工期が150日以上のものであるものとする。

(中間前金払の対象となる経費の範囲)

第3条 当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事に償却させる割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

(中間前金払の割合)

第4条 請負代金の10分の2以内(工期が複数年にわたる工事については、年度ごとの年割相当額の10分の2以内)とする。但し、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代金の10分の6を超えてはならない。

(中間前金払の要件)

第5条 中間前金払は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしている場合に行うことができるものとする。また、工期及び請負代金の額に変更がある場合の要件は、認定請求時点の工期及び請負代金の額によるものとする。

- (1) 工期の2分の1(債務負担行為に係る契約にあつては、当該年度の工事実施期間の2分の1。以下同じ。)を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1(債務負担行為に係る契約にあつては、当該年度の出来高予定額の2分の1)以上の額に相当するものであること。

(中間前金払と部分払)

第6条 中間前金払は、同一会計年度内では原則として部分払と併用できないものとする。

(中間前金払の認定の方法)

第7条 中間前金払の認定方法は各号によるものとする。

- (1) 請負者から、中間前金払の支払を受けたい旨の申し出があったときは、中間前金払認定請求書(様式第1号)と併せ、認定資料として工事履行報告書(様式第2号)及び添付資料を提出させるものとする。
- (2) 発注者は、請負者から中間前金払認定請求書(様式第1号)の提出があったときは、工事履行報告書(様式第2号)および工事出来高調書(様式第3号)等により第5条に定める要件を満たすものか確認を行い、確認の結果、要件を具備していると認めるときは、中間前金払認定書(様式第4号)を請負者に交付するものとする。
- (3) 中間前金払の認定は、当該請求を受けた日から7日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)以内に行うものとする。ただし、請負者からの提出書類に不備等があった場合等はこの限りではない。

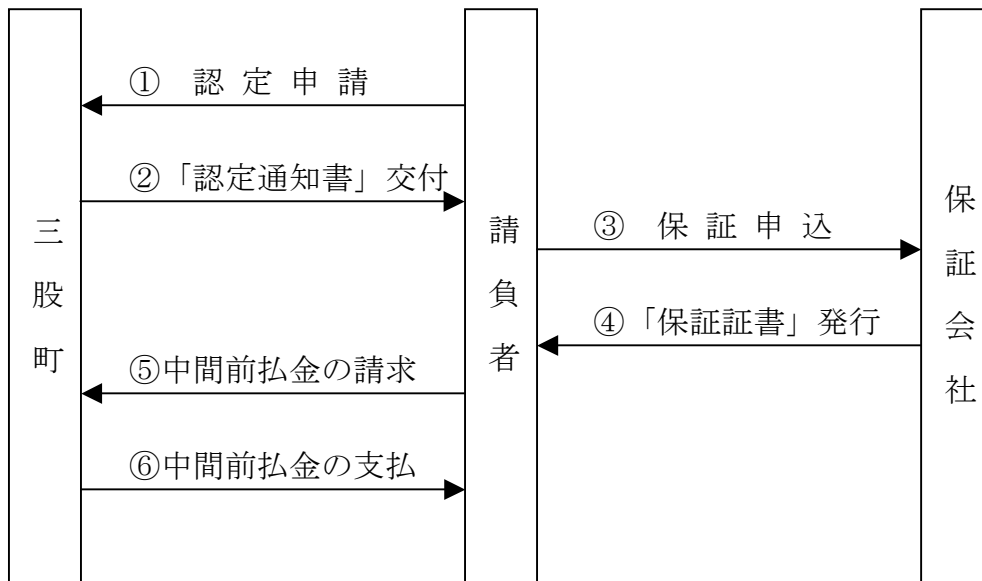
(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成22年5月1日以降に入札する工事から適用する。

(中間前金払に係る手続きの流れ)



- ① 中間前払金を請求する請負者は、中間前金払認定申請書（様式第 1 号）および工事履行報告書（様式第 2 号）に工事出来高調書（様式第 3 号）等を添えて工事担当課へ提出する。
- ②
  - ・ 工事担当課は、中間前払金の支払要件を満たしているか審査する。
  - ・ 中間前払金の認定要件を満たしている場合は、請負者へ中間前金払認定通知書（様式第 4 号）を交付する。（原則申請の翌日から 7 日以内）
- ③ 認定を受けた請負者は、認定通知書をもって保証会社に保証申込を行う。
- ④ 請負者は、保証会社より保証証書の交付を受ける。
- ⑤ 請負者は、中間前金払請求書（様式第 5 号）および保証証書を工事担当課へ提出する。
- ⑥ 請求を受けた工事担当課は、中間前払金を指定された金融機関に振込む。（請求日の翌日から 14 日以内）

様式第 1 号

課 長	対策監	課長補佐	主 幹	係 長	担当者

中間前金払認定申請書

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
契 約 金 額	
<p>上記工事について、中間前払金にかかる認定を申請します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>請負者 住 所 商号又は名称 印 代表者氏名</p> <p>三股町長 殿</p>	

様式第2号

### 工事履行報告書

工 事 名			
工 期	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで		
日 付	平成 年 月 日作成		
月 別 進 捗 状 況	予定工程 % ( )は工程変更後	実施工程 %	備 考
年 月			
(記載欄)			

現 場 代理人	主任(監理) 技 術 者

様式第3号

工事出来高調書

工 事 名			
工 期	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで		
出来高確認日	平成 年 月 日		
契約金額			
内 訳 書	設計金額(A)	出来高金額(B)	備 考
合 計			$B/A \geq 1/2$

担当者	検査員

※様式第3号については、工事出来高が確認できるものであれば、他の様式（工事設計書等）に変えることができるものとする。

様式第4号

中間前金払認定通知書

請負者	
工事名	
工事場所	
工期	
契約金額	
適用	
<p>上記の工事についてその進捗等を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定したので通知します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">三股町長</p> <p>請負者 住所 商号又は名称 代表者 氏名 殿</p>	

様式第 5 号

名 称	
預金種類	
口座番号	
口座名義	

工事請負代金中間前金払請求書

請求金額

億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
既支払金額	円
請負代金額	円

上記のとおり西日本建設業保証株式会社の保証証書を添えて前払金を請求します。

平成 年 月 日

住 所  
請負者 商号又は名称  
代表者氏名

印

三股町長

殿